

横須賀石炭火力発電所行政訴訟
口頭弁論意見陳述
(スライド)

漁業関係調査欠落、温暖化被害

令和5年7月20日

控訴人代理人 弁護士 小島延夫

簡略化 漁業関係調査欠落 温排水 1

- **温排水** 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき**環境要素**（発電所アセス省令5条3項1号）である**水質の一要素である水温** に影響を及ぼす**影響要因**
- 人の健康、**生活環境**又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法により、調査・予測がされなければならない（発電所アセス省令6条1号、22条1項1号）
- **生活環境**には、**人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境**が含まれる（環境基本法2条3項）
- **重要な漁業資源である魚介類及び藻類も含まれ、また、その生育環境である藻場も含まれる。**

簡略化 漁業関係調査欠落 温排水 2 経済産業省が作成した**発電所アセスの手引き (乙50)**

- 「調査すべき情報」魚の遊泳動物の、主な種類及び分布の状況並びに特徴（分布、漁場、産卵、成長、食性、水温との関係等）について、文献その他の資料を中心に調査する（346頁）
- 「調査地域」温排水拡散推定範囲を包含する比較的広範囲の海域とし、**漁業権の設定及び行使の状況、漁業操業範囲、遊魚等の実態**を考慮し設定する。
- 「調査地点」**漁場の状況**又は海域の特性等の**主な魚等の遊泳動物の生育環境**を勘案して設定する。
- 「予測の基本的手法」として「**主な魚等の遊泳動物の生息場又は漁場**が改変される内容及び程度を検討し、（中略）主な魚等の遊泳動物への影響を定性的に予測する」

簡略化 漁業関係調査欠落 温排水 3

→ 「漁業権の行使の状況、漁業操業範囲、遊魚等の実態」の調査が不可欠

本件事業者も以下の通り記述。

- 「具体的な現地調査については、対象事業実施区域の周辺海域を対象に、**発電所アセスの手引きに示された手法を用いて**、調査を行います。」（環境アセス評価書・乙8・435頁）

ところが、

- 「漁業権の行使の状況、漁業操業範囲、遊魚等の実態」について調査なし。
- 漁業という観点からみた、主要な魚等の遊泳動物生息場又は漁場が改変される内容及び程度についても調査も予測もなし。

特に、サヨリ網漁との関係

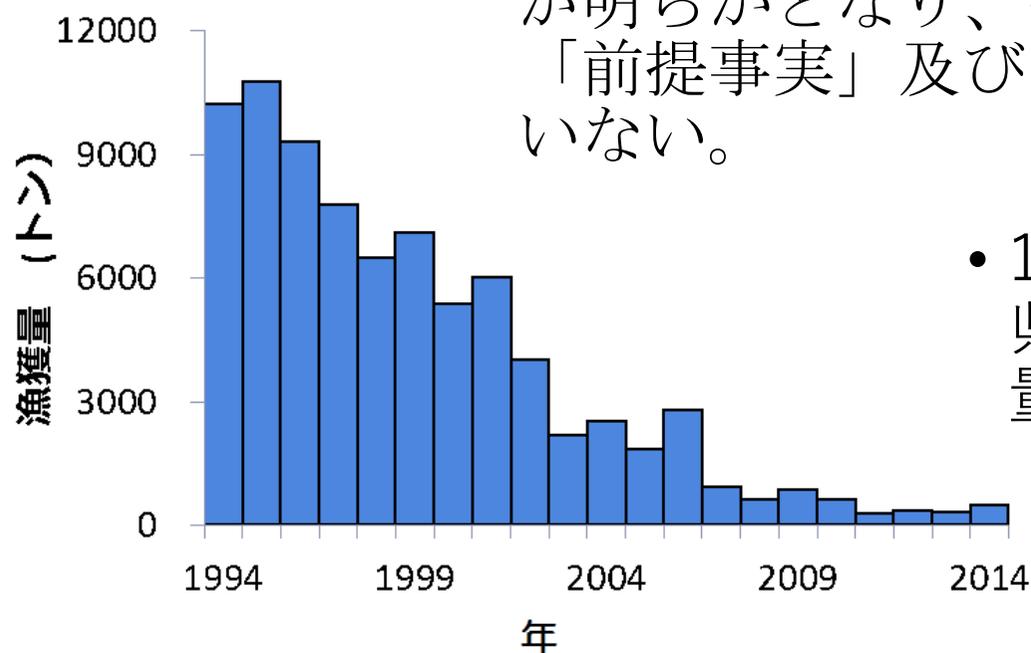
- 本件環境アセスでは、本件新設発電所から排出される温排水は、本件新設発電所の南側の海域の海水温を上昇させると予測している（環境アセス評価書・乙8・911頁以下）。
 - サヨリ網漁は、温排水が漂うとされる海の表層部を遊泳する魚を対象とする。原告番号47の原告（控訴人）
 - サヨリは、磯の海藻に付着している虫を食するために同海域に遊泳しているものであるため、磯焼けして海藻がなければ虫もいなくなり、結果的にサヨリが同海域を遊泳しなくなる。
- **容易に影響が予想される**。本件環境アセスでは、**同地域でどのような漁業が営まれているのかの実態調査をしていない**。原告番号47の控訴人が営む**サヨリ網漁などがどのような影響を受けるのか調査も予測もしていない**。

合理化ガイドラインで求められている最低限の状況把握すらされていない

- 合理化ガイドライン 当該海域の海生生物相の概況、干潟・藻場・さんご礁の概況を把握している必要がある。」（甲2・21頁）
- 本件では、そうした、海生生物相の概況や干潟・藻場・サンゴ礁の概況を把握すらされていない。

地球温暖化は極めて深刻な漁業被害を引き起こしつつある。

- 原告準備書面6（2）において詳述した通り、深刻かつ重大な日本近海での漁業被害が生じていることなどが明らかとなり、その点は被控訴人も争っていないが、「前提事実」及び「認定事実」とともに何ら言及されていない。



- 1990年代半ば以降、秋田県から山口県に至る地域では、スルメイカの漁獲量が大きく減少（95%以上減少）

回遊魚 サンマも同じ。

養殖ノリの収穫量減少

長年にわたり海面養殖業種類別収穫量の第1位を維持。しかし、近年減少、2007年以降不作に。

東京湾 2000年頃までは、経営体数が減少しても生産枚数が維持されていたが、**2000年以降は、水温下降期（11～12月）および水温上昇期（3～4月）**の生産が顕著に減少し、生産枚数の維持が困難に

有明海におけるノリ養殖も、**全国の約6割のノリを生産するが、水温上昇によって生産時期が短く**





左：海藻の繁茂が水面から見えるほどの江の島の海（2012年2月撮影 水温13度）
右：しかし今は岩肌だけになった姿、海藻はない（2020年3月1日撮影 水温17度）

三浦半島での、アワビ放流の結果

2006年からアワビ類の大型種苗の放流 → 各禁漁区で親貝密度が増加 → 2013年から、放流しても、減少に
長井、大楠＝芦名はアワビがほとんどない。

磯焼けの影響

神奈川県水産技術センター
研究報告第8号39頁「三浦半島沿岸におけるアワビ類資源回復のための親貝場設置の効果」 2016・甲133



東京湾におけるマコガレイの減少

夏場の最高級白身魚
底びき網、刺網の重要魚種

千葉県

1980年代後半 最大1,700t

1999年以降 200~300t台

神奈川県

1980年代後半 400~800t

1999年以降 100t以下



控訴人らの被害 原告番号47 小松原哲也

- 東京湾海域
- 海水温の上昇によって、**潜水漁**の対象となる、ミル貝、タイラ貝、ナマコが激減し、タイラ貝は「**無に等しい。ない**」状況となり、ミル貝も以前より半分以下（従前は120キロから150キロ採れたのが、現在は、50キロ）
- **底引き網漁**も、その主な対象であった、高級魚で高く売れた、かつては1回で600枚くらい、1日で2000枚・500kgくらい取れた、**イシガレイ、マコガレイが「無に近い」状態**（原告小松原尋問調書6頁）、エボダイも小さいもの。
- **アワビやサザエ** かつては漁に出ると50キロから60キロ取れたが、取れなくなった（原告小松原尋問調書10～11頁）。
- 2006年約3415万円（甲250）→2019年時点で、746万円 **漁獲高が大きく減少**